

不当表示の例

28

28

不当表示の例

【1】食肉以外のものの誤認



植物性タンパク食品を「人造肉」「人工肉」「ヘルシービーフ」などと表示。

挽肉などに植物性タンパクを混合しているのに、その旨の表示がない場合。

【2】生鮮品（生肉）と加工肉（成型肉・脂肪注入肉など）との誤認



牛肉、馬肉の筋肉に人工的に脂肪を注入したものを「牛ステーキ」「馬刺し」のみの表示。



その商品が生肉であるかのように誤認されるので必ず「加工肉」か「脂肪注入肉」を明記します。



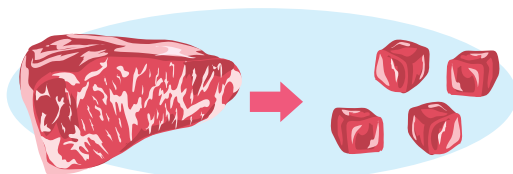
端材を結着剤などで固めた成型肉を「サイコロステーキ」などと表示。



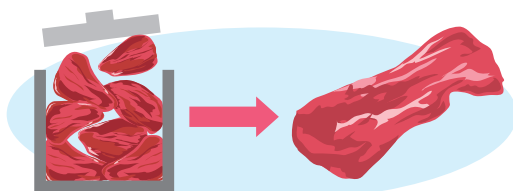
商品が生肉であるかのように誤認されるおそれがあるので、「成型肉」と明記します。

OK

○成型や加工をしていないブロック肉などをサイコロ状にカットしたものは、当然ながら「サイコロステーキ」「ひとくちステーキ」のみの表示で販売（メニュー表示）可能です。



○同じ部位を、結着剤を使用せずに、圧力器で単に形を整えた肉については、生肉として取り扱います。



内臓肉を貼り合わせた成型肉を「ソフトステーキ」「ファミリーステーキ」などと表示。



優良誤認を避けるため「内臓肉を成型した原材料を使用」などの説明書きが必要とされます。

【3】種類・部位の誤認



牛肉、豚肉、その他の肉（馬・羊など）の混合した挽肉を「牛豚ひき肉」とだけ表示。また、部位が「もも」なのに、「ロース」と表示など。



肉の種類や部位を正確に表示する義務があります。詳しくは【種類・部位などの表示】を参照（P14）。

【4】 原産地、国産・外国産の誤認



外国産を国産と誤認されるおそれのある表示。また、国産食肉を県別表示する場合に、その原産地県でない県の表示。



食肉の場合、正確な原産地表示をする義務があります。詳しくは【原産地表示】を参照 (P21)。

【5】 和牛の表示の虚偽



「黒毛和種」「褐毛和種」「日本短角種」「無角和種」の品種の牛、またはこれら4品種間の交配により生産された牛以外の肉を「和牛」と表示。



和牛の畜種・品種・銘柄などを表示する場合は、決められた表示方法に従う必要があります。詳しくは【和牛の表示】を参照 (P23)。

【6】 黒豚の表示の虚偽



バークシャー純粋種以外の品種の豚の肉を「黒豚」と表示。また、バークシャー純粋種と誤認される表示もこれに該当します。



黒豚の表示をする場合は、決められた表示方法に従う必要があります。詳しくは【黒豚の表示】を参照 (P26)。

【7】 陳列 (包装) の方法の不正



消費者から見える部分や表面に良い肉を陳列し、隠れて見えない内部に劣る肉を置き、その食肉全部の品質が優良であるかのように見せる陳列 (包装のものでも同じ)。



消費者から見える外側の肉と比べ、内側の肉に脂身が多いとか、一切れの形が小さいといったケースがあっても、食肉の種類・部位の性質上、自然に起こりえる場合は不当表示ではありません。

【8】 品質・規格・銘柄などの虚偽



食肉の品質、規格、銘柄その他の内容について、実際のものまたは他の事業者のものよりも著しく優良であると消費者に誤認されるおそれのある表示。

「松阪牛」「神戸牛」「近江牛」など食肉の銘柄 (ブランド) についての虚偽の表示。



【9】価格の有利性の誤認（有利誤認）



価格を、実際のもの又は他の食肉販売業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示。

「大手スーパー価格800円を380円」との表示をして販売していましたが、同一・同品質のものと比較したものでないと判明し、警告を受けた例がありました。

【10】根拠のない商品優位性表示の禁止



食肉の品質などについて、合理的な根拠のない商品優位性を示す用語を表示。

※客観的な根拠（資料・データなど）を示さず表示した場合は優良誤認を与えたとして不当表示となるおそれがあります。



<根拠のない表示の例>

- * 牛肉の品質等級表示：「特選」「特上」「極上」など
- * 他の食品に類似した品質表示「おおとろ」「なかおち」「えんがわ」

極よおおとろ牛



<根拠のある表示の例>

○食肉については、客観的資料やデータに基づいたものであれば、その表示をしてもかまいません。

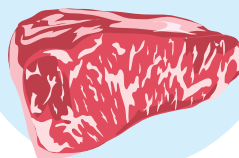
①格付け機関（公社）日本食肉格付協会）の格付けデータ

- * 牛肉質等級「5」「4」「3」
- * 豚肉質等級「極上」「上」など

②うまみ成分の1つである、「オレイン酸含有量」の測定データに基づき

- * オレイン酸55%含有などと示すこと。

5等組 〇〇牛



【11】過剰包装



内容物の保護又は品質保全の限度を超えて過大な容器を用いたものや過剰包装をしたもの。